

(各関係団体) 御中

香川県知事 浜田 恵造

「感染拡大防止対策期」から「感染警戒期」への移行について

本県では、年末年始における新規感染者の急増を受け、1 月 9 日に「感染拡大防止対策期」に位置付けて以降、これまで 2 度の期間延長を行い、2 月 26 日までを対策期間としておりましたが、このところの県内の新規感染者数や病床数のひっ迫具合などに減少の傾向が継続してみられること、また、緊急事態宣言対象区域をはじめ、全国の感染状況も減少していることなどを総合的に判断し、「感染拡大防止対策期」の対策期間を 1 週間前倒しし、2 月 20 日以降、警戒レベルを「感染警戒期」に引き下げることとしました。

今回、「感染警戒期」に移行いたしますが、再度の感染拡大といった事態にならないよう、油断せずに対応していく必要があります。県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続き、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から県民の皆様へのメッセージ『感染拡大防止対策期』から『感染警戒期』への移行について」(資料 1) 及び「感染警戒期における対策(2 月 20 日以降)について」(資料 2) の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知及び感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いいたします。